

応援します！ 環境にやさしいこと 令和3年度遊佐町再生可能エネルギー設備導入事業費補助金のお知らせ

遊佐町では、遊佐町エネルギー基本計画に基づき、家庭や事業所における再生可能エネルギー設備の導入を促進し地球温暖化防止に寄与するとともに、地域経済の活性化やエネルギーに関する意識啓発等を図るため、再生可能エネルギー設備を設置する経費に対して助成を行います。

山形県の再生可能エネルギー設備導入事業費補助金又は町の住宅支援制度とあわせて受けることができます。

■対象者

次のすべてに該当する方

- ① 町内に住所を有し（実績報告書の提出時まで本町に転入する予定である個人を含む）、かつ、町内の住宅、事業所又は農業用施設等に設備を設置する方。
- ② 太陽光発電設備については、電力会社と太陽光発電余剰電力受給契約を締結する方。
- ③ 町税等（国民健康保険税を含む）の滞納がない方。
- ④ 工事着工前に申請し、交付決定日以降に工事着工する方。
- ⑤ 補助金交付要綱に基づき、遅くとも令和4年3月末日までに実績報告が可能な方。

■対象設備

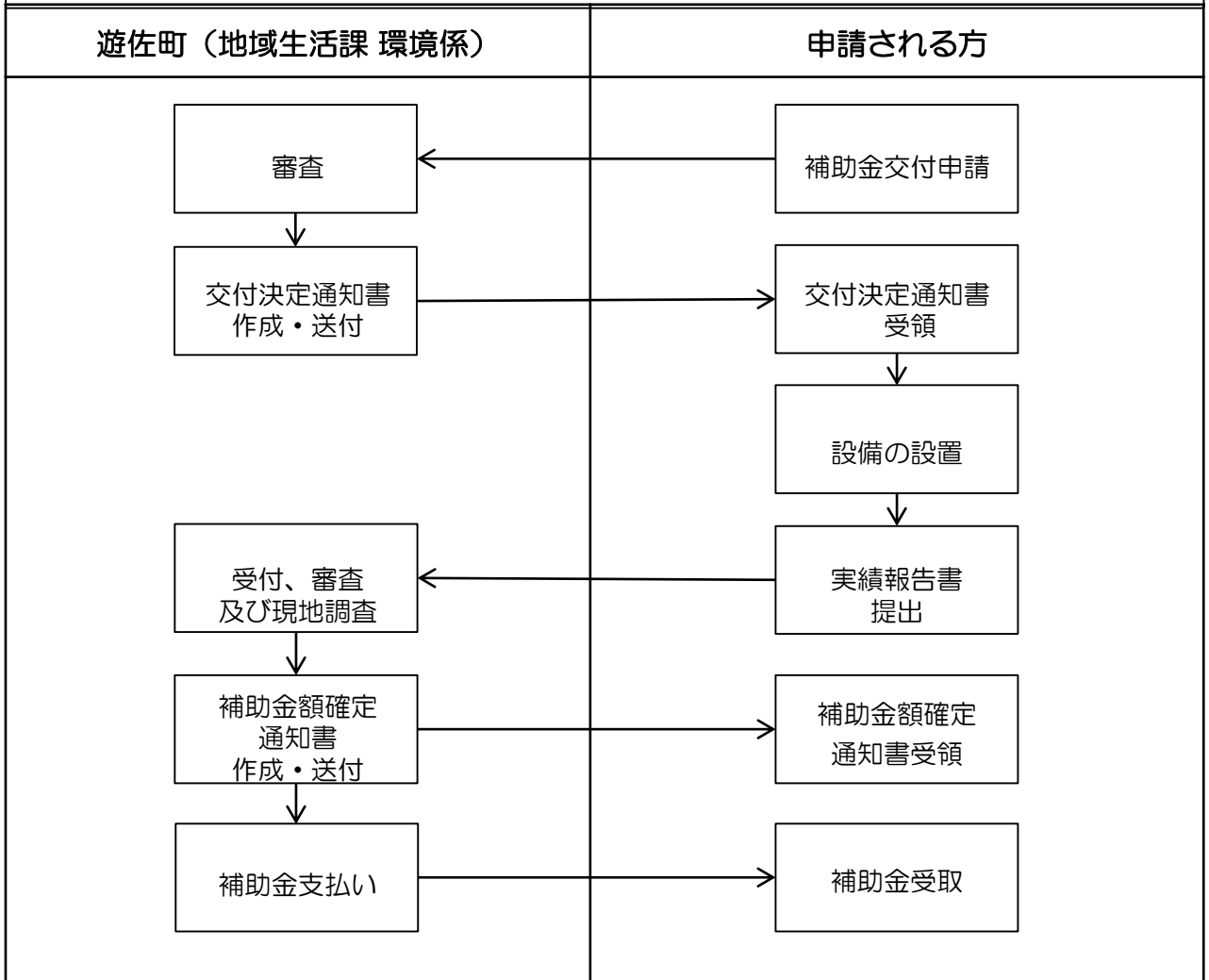
補助金の交付の対象となる設備要件は下の表によるものとします。ただし、県内施工業者が施工する工事によって新たに設置又は増設するものとし、未使用品であること。（中古品は対象外）

■補助の対象となる設備の種類及び補助金の額

再生可能エネルギー設備の種類	設備の要件	設備の用途	交付の対象者	補助金額又は補助率（上限）	
太陽光発電設備	①太陽光発電による電気が、当該太陽光発電設備が設置される住宅又は事業所において消費され、連系された低圧配電線に、余剰の電気が逆流されるもの ②太陽電池の公称最大出力10kW未満であること	住宅用 事業所用	個人、法人	1kWあたり30,000円（上限5kW）	
木質バイオマス燃焼機器 （ペレット・チップ・薪・モミガラストーブ及び各ボイラ）	—	住宅用 事業所用 農業用施設用 等	個人、法人	3分の1（上限50,000円）	
太陽熱利用装置	集熱面積2㎡以上	住宅用	個人	10分の1（上限25,000円）	
地中熱利用空調装置	COP（※）3.0以上	住宅用	個人	10分の1（上限100,000円）	

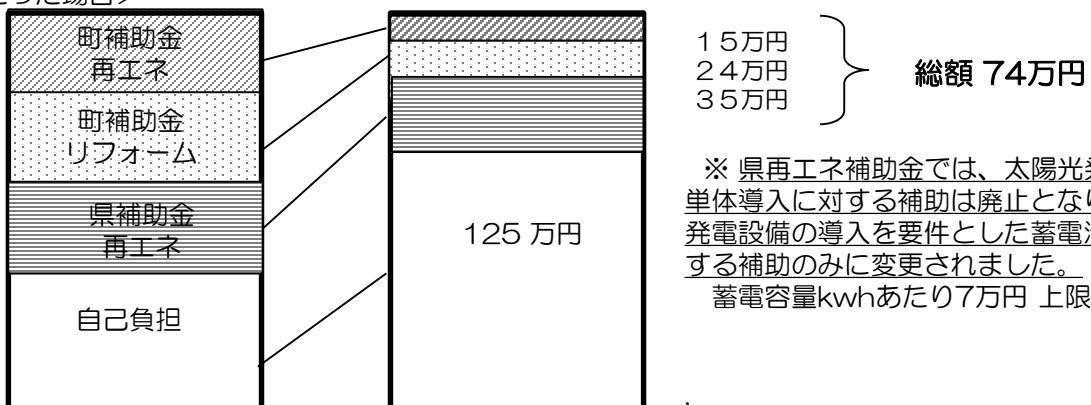
（※COP：冷暖房器具等のエネルギー消費効率をチェックするための係数。数値が大きいほど省エネ性能が優れているもの。）

補助金の申込から交付までの手続きの流れ



★補助金額の例(モデルケース)★

<5.0kWの太陽光パネルと5.0kWの蓄電池設備を県内施工業者がリフォームで設置し、設置費用総額200万円だった場合>



※ 県再エネ補助金では、太陽光発電設備の単体導入に対する補助は廃止となり、太陽光発電設備の導入を要件とした蓄電池設備に対する補助のみに変更されました。
蓄電容量kwhあたり7万円 上限35万円

※県再エネ補助金と町リフォーム補助金は併用できませんでしたが、平成30年度から併用できるようになりました。

■申請の受付

- ①随時受付します。（予算の額に達した時点で、受付終了する場合があります。）
- ②工事着工前に、再生可能エネルギー設備導入事業費補助金交付申請書を提出してください。
- ③受付及び問合せ窓口：遊佐町地域生活課環境係（遊佐町役場1階）

電話 72-5881 FAX 72-3318

※様式等は、受付窓口または町のホームページにもあります。